

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質問	回答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	入札説明書9(3)ウに記載の通り、入札書の日付は実際の提出日(令和8年1月21日まで)を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	問題ありません。
4		現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	2025年の8月までは、広島特別支援学校(本校舎)で使用していた電気に仮設校舎分も含まれていたため、以下の契約電力及び最大需要電力の実績値は参考値になります。 現在の契約電力: 882 kW 最大需要電力実績: 2024年12月 587 kW 2025年 1月 769 kW 2025年 2月 829 kW 2025年 3月 606 kW 2025年 4月 310 kW 2025年 5月 487 kW 2025年 6月 798 kW 2025年 7月 1036 kW 2025年 8月 824 kW 2025年 9月 799 kW 2025年10月 446 kW 2025年11月 296 kW 2025年の9月からは、仮設校舎を使用していないため、最大需要電力の実績が下がりました。このため、契約時点において、最大需要電力の実績が契約電力を超過していたとしても、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありません。

5	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。</p> <p>その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>	<p>契約開始前及び契約開始後に最大需要電力が仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、契約書第8条第1項に基づく協議のうえ、契約電力を決定します。</p> <p>なお、基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることがあります。</p>
6	<p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正を行います。(超過是正について弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>契約電力については、契約締結後、契約書第8条第1項に基づく協議のうえ、契約電力を決定します。</p> <p>また、基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることがあります。</p>
7	<p>予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	予備電力の契約はありません。
8	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	問題ありません。
9	<p>請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。</p>	問題ありません。

10	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の軽量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、使用期間は令和8年4月1日0:00からであり、検針日については、原則毎月1日です。
11	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告1(5)履行場所に記載の需要場所単位で問題ありません。 合築施設等の電気料金の請求方法については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議によります。
12	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありません）複数からのお支払いが発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。
13	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
14	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、覚書締結の可否も含め、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

15	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。 提出方法については、入札説明書9(4)に記載のとおりです。
16	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札附属書(注)4に記載のとおり、基本料金、電力量料金、割引料金、1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)は、消費税及び地方消費税を含むものとしてください。 また、入札附属書(注)5に記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、履行期間の予定総額（上段）に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載してください。 入札書記載の入札金額については、お見込みのとおり、小数点未満の端数切り上げです。
17	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
18	弊社が契約にいたった場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。
19	ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしまずが、その際に契約単価の見直し競技は可能でしょうか。	基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

20	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含みません。
21	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、入札金額を総額のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
22	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約単価はお見込みのとおり、契約書第2条第1項に記載の金額(消費税及び地方消費税を含む。)です。 電気料金については、契約書第10条及び第11条に記載のとおりです。
23	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
24	落札者が決まりず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

25	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。</p>
26	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますですが問題ございませんでしょうか。</p> <p>市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>ただし、燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。</p>
27	<p>契約電力につきまして、仕様書に「発注者と受注者とが協議して契約電力を決定するものとする」とありますが、基本的には現在の契約電力を引き継ぐ形での契約となります。</p> <p>現在の契約電力は入札付属書記載の843kWであり、契約後も843kWでの契約とする認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>2025年の8月までは、広島特別支援学校（本校舎）で使用していた電気に仮設校舎分も含まれていたため、現在の契約電力は882kWになります。</p> <p>ただし、2025年の9月からは、仮設校舎を使用していないため、最大需要電力の実績が下がりました。このため、入札付属書記載の契約電力は843kWになっています。</p> <p>また、契約後の契約電力は、仕様書に記載のとおり「発注者と受注者とが協議して契約電力を決定するものとする」とありますが、基本的には843kWでの契約を想定しています。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。